



市民の声を市政に反映
杉森ひろゆき
 市議会議員 ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行
750号 2019年3月12日
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8
 TEL・Fax：870-0335
 携帯：090-5587-7693
 Mail：sugimori@max.hi-ho.ne.jp

東海村原子力施設事故時の対応

東海第2と再処理施設

第1回定例会一般質問 ①-A

杉森議員は12月11日、牛久市議会第4回定例会で、①東海村原子力施設事故時の対応、②子どもの生命と権利を守るために、③非正規雇用職員の処遇改善について、一般質問しました。今号では①のAを掲載します。

福島原発事故8周年

【杉森議員の質問】東日本大震災と福島第一原発事故からあと5日で8年がたとうとしています。震災で犠牲になった方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、安倍首相による

無責任な棄民政策によって、現在も絶望的な避難生活を送る被ばく地避難者や、さらに、安倍首相による事実上の強制的帰還政策によって高レベル放射線被ばくを強いられている被災者・被害者の方々に思いを馳せ、ともに避難者・被災者・被害者の生活と権利を守るために、闘う決意を新たにします。

いまだに原子力緊急事態

8年たった現在も、福島第一原発事故発生に伴い発令された原子力緊急事態宣言は、解除されていません。そして、この緊急事態を名目に、本来許容される放射線被ばくの線量が原子力関連施設などでも厳格に年間1mSv未満に守られているものを、その20倍の20mSvまで許容させるという異常事態、さらにそのような異常事態を前提に、高レベル放射線被ばくを強いる帰還政策が強行されているのです。

原電が東海第2再稼働表明

さて、報道によれば、日本原子力発電の村松衛（まもる）社長は2月22日に突然、茨城県と原子力所在地域懇談会6市村の東海村、水戸市を訪れ、各首長に東海第2原発の再稼働を目指す意向を表明しました。これに対し大井川和彦県知事は県独自で安全性を検証する県原子力安全対策委員会の判断が示される前に、このような意向表明をしたことに、「県を軽視しているとも思える不適切な対応だ」と批判したそうです。2月28日には原電と6市村が会合し、1市村でも反対があれば、先に進めないこと、原電と6市村で構成する「事務レベルの連絡協議会」を設置すること、住民の避難計画などを改めて検討する場を設け



3.21 さようなら原発 全国集会

2019年3月21日(※春分の日)
 代々木公園B地区(中野区代々木公園B地区(中野区代々木公園B地区))
 11:00 出店ブース開店
 12:30 開会 野外ステージコンサート
 13:30 発演
 ・呼びかけ人から 藤田雄さん
 ・フクシマから
 15:10 デモ出発
 ※ステージ上の発着には手紙渡しがあります。

◆集金賛同をお願いします
 本集金に賛同をお願いします。賛同いただいた方には、さようなら原発のホームページに掲載させていただきます。郵便振替用紙・通信欄に「9・17さようなら原発集金賛同」と明記のうえ、下記にお振り込みください。
 口座番号：00100-8-663541 加入者：フォーラム平和・人権・環境
 個人1口 1,000円 / 団体1口 3,000円

主催：「さようなら原発」一千万署名 市民の会
 内務大臣 大江健三郎 高松晋子 藤田雄 坂本龍一 津島清 野村浩将
 連絡先：さようなら原発1000万人アクション事務局
 東京都千代田区神田神保町3-2-11 通信部1F 原電事務局 TEL:03-5699-6226
 E-mail: info@1000nen.org (1000万人署名) 1000nen.org

ることなどを確認したといえます。山田東海村村長が語っているように、「原電が一方的に前に進むイメージが強い。協定に基づき協議されていくのか危機感を持った。」「自治体と原電の間で信頼関係出来ていない」というのは実感だと思えます。

47 kmの飯館村は全村避難

2018年12月の定例会で、私は、同年に総務常任委員会で視察に行った篠山市が高浜原発から30 km圏外の56 kmの位置にありながら、2011年の福島第一原発事故で、原発から30 km圏外の47 kmにある飯館村が全村避難となったこと等を教訓に、独自の原子力災害対策を取っていることを紹介しました。そして、牛久市も東海第2原発から65 kmであり、篠山市に学び独自の対策を考えるべきではないかと質問しました。それに対する執行部の答弁は、「**当市においては、他市町村への避難計画はありませんが、重大な原発事故が発生した場合、放射性プルームの通過に伴う放射能汚染の恐れがあることから、必要に応じて『屋内退避』の措置を講じることを、現在のところは想定していません。**」というものでした。この答弁には、屋内退避の問題、放射性プルームの問題について誤解があるのではないかとおもわれますので、改めて質問いたします。

「屋内退避」への誤解

もともと屋内退避というのは、国際原子力機関（IAEA）でも、原子力事故の際に緊急避難できない住民は、差し当たり屋内退避を実施するしかないとするもので、**避難できないから屋内退避**なのであって、屋内退避に積極的な意味はありません。計画的避難が机上の空論である以上、原子力事故の発生を知った段階で**とつと逃げることが最上の方法**です。

プルームは一過性ではない

また、答弁では「放射性プルーム（放射性

雲）の通過に伴う放射能汚染の恐れがあることから、必要に応じて「屋内退避」の措置を講じる」としていますが、放射性プルームの通過を一過性のものと捉えているようにも感じられます。しかし、福島第一原発事故でも放射性プルームは3月15日と21日をピークに、東北南部や関東に向けて、連日幅



広く拡散していたことが確認されています。3月11日にピークになったのではなく、4日後の15日と10日後の21日にピークになっているのです。つまり、事故を知って屋内退避などをしても意味はない。むしろ、その後に徐々に放射能濃度を増す放射性プルームが断続的に飛来してくるのを待っているようなこととなります。

実際は住民は自主避難

実際、先述の飯館村は、計画的避難区域と指定されていたにもかかわらず、**計画的避難が開始されたのは2ヶ月以上も後**であり、その間、**村民の8割以上は自主的避難**をしていたといえます。特に、福島第一原発は牛久市から約180 kmに対し、東海第2原発は65 kmの近さです。屋内退避の非合理性を強く感じますが、この点に関し、執行部の見解を聞きます。

対応は「屋内退避」のみ？

【市民部長の答弁】緊急時には、放射性プルーム通過時における防護措置が必要な範囲を特定したり、防護措置のタイミングを正確に予測したりすることは非常に困難であることから、事故等の規模にもよりますが、プルームによる市民の無用な汚染を防止する観点から、**予防的に屋内退避**を実施する場合もあると想定しているところです。

いずれにしろ、放射線被ばくを避けるためには「放射線を浴びない、また、放射性物質を体内に取り込まないようにすることが重要となりますので、必要に応じて**屋内退避**を実施する考えです。

牛久は屋内退避で大丈夫か